

市民への情報提供(公表)について

本計画の策定における市民への情報提供(公表)については、下表のとおりを考えています。

項目	取扱方針
策定検討委員会委員名簿 (P2~P4)	設置要綱と併せて公表
策定検討委員会の審議	審議は非公開
策定検討委員会の議事録 (P5)	議事録は、委員会終了後に議事要旨を取りまとめて、各委員に確認後、公表
策定検討委員会資料	資料は議事要旨と同様に公表 ただし、審議用の資料であるため、注意書きをしてからの公表とする。
アンケート調査結果 (資料3~資料5)	集計完了後に、集計結果を公表
※上記で公表するものは、大村市のホームページ等による	

大村市告示第131号の2

大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年6月23日

大村市長 園田裕史

大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針をいう。）及び立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画をいう。）の策定について、必要な事項を検討するため、大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会 委員名簿

	役 職	分 野	所 属	氏 名
1	委 員 長	学 識 経 験 者	長崎大学 経済学部 地域・経済政策 准教授	山口 純哉
2	副委員長	〃	長崎大学 総合生産科学域(環境科学系) 准教授	片山 健介
3	委 員	〃	ORGANIC&COMMUNICATION LAB. 代表	入江 詩子
4	委 員	関係団体	大村市町内会長会連合会 会長	日高 靖郎
5	委 員	〃	大村市タクシー協会 会長	酒井 辰郎
6	委 員	〃	大村商工会議所 副会頭	時 忠之
7	委 員	〃	(公社)大村青年会議所 副理事長	寿々木 優志
8	委 員	〃	(一社)長崎県建築士会大村支部 理事	永江 初
9	委 員	〃	(公社)長崎県宅地建物取引業協会大村支部 副支部長	重松 泰子
10	委 員	〃	大村市連合婦人会 会長	田川 美智代
11	委 員	〃	大村商工会議所 女性会 会長	竹里 三津子
12	委 員	〃	長崎県央農業協同組合 理事	川竹 幸
13	委 員	〃	(福)大村市社会福祉協議会 会長	有川 晃治
14	委 員	公募市民		野口 晶子
15	委 員	〃		林田 佐重喜
16	委 員	〃		川村 清乃
17	委 員	関係行政 機 関	長崎河川国道事務所 所長	本田 卓
18	委 員	〃	長崎県大村警察署 交通課長	松石 豊樹
19	委 員	〃	長崎県土木部 都市政策課長	植村 公彦
20	委 員	〃	長崎県県央振興局 建設部長	近藤 薫

議事要旨

会議名	大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会(第1回)	作成課	都市計画課
日時等	令和2年10月20日(火)14:15~16:00 大村市コミュニティセンター大会議室		
出席者	大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会 委員(20人中19人出席) 市長、都市整備部都市計画課		
会次第	<ul style="list-style-type: none"> ● 委嘱状交付 ● 市長あいさつ ● 大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会について ● 委員長・副委員長の選出 ● 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1)都市計画マスタープランと立地適正化計画について (2)策定フローとスケジュールについて (3)アンケート調査について ● その他 		
主な内容等	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港や高速インター、新幹線駅がこれだけ近くに集まっている都市は珍しく、ポテンシャルがある都市だと思う。交通結節点により広域交通と地域内交通をリンクさせネットワークを形成するとともに、歩行者にやさしい道路空間や道路占用緩和による賑わい空間の創出等も進めていけるとよい。また、デジタル要素についても今後進んでいくため、検討してほしい。 ・ 今後、大村駅周辺と新大村駅周辺を核にまちづくりを進めていくことが想定される。うまく機能を分担し、連携していくようなまちづくりを検討していく必要がある。 ・ 都市防災の要素が非常に重要になる。立地適正化計画で居住誘導区域や都市機能誘導区域に指定されているエリアにも河川が通っている。近年の豪雨災害の頻発傾向を鑑み、ハード対策だけでなく、避難誘導のあり方などソフト対策も含めて、都市防災のあり方を検討する必要がある。 ・ 県内では珍しく、徒歩・自転車で暮らせるまち。両計画の中では、いろんな拠点が役割を持って位置づけられており、それら拠点が連携できるようなまちづくりにしなくてはならない。人口減少化において幹線道路を走る路線バスが少なくなる中で、今後、自動運転などを活用したコミュニティバスで拠点を繋ぐようなことも考えられ、その現実性も他の地域に比べて高い。そういったものも念頭に置きながら、拠点・地区の連携の検討が必要。 ・ もともと工場があったエリアに、近年は住宅地が広がってきており、思い切った操業ができないとの話を中小企業の方々から聞いている。移る場所もない中で、この先もまちなかで操業を続けていくことに悩まれているようである。その辺りへの配慮もお願いしたい。 ・ 大村市から他市への移動の範囲が広がる中で商圈も広域になってきており、それをどう考えるかがポイントとなる。他の市町村の立地適正化計画では、商業の機能のある場所に集中させるとしていて、その規模を経済的に試算すると、3~4つの商店街が無くなってしまいうらいの規模になっている。立地適正化計画によって経済活動を数量的に規制することは出来ないと思うが、配慮しながら誘導施設の立地を検討していくことが必要。 ・ 前回策定した際は人口増加が著しい時期でその傾向を反映した内容になっている。今回の見直しにおいては適正な場所に適正なものがあるかどうか見直しが必要になってくる。 ・ 新工業団地の企業誘致、新大村駅周辺の用途変更などの動向も踏まえた見直しが必要。 ・ 都市防災について検討する上で、川やため池のわかる図面を配布いただきたい。 		

- ・ 徒歩・自転車で暮らせる大村市の環境は強みになる。低炭素の都市づくりといった環境の観点や、コロナ禍で行動範囲が小さくなり身近な生活環境に注目が集まっている状況において、そうした強みを今後のまちづくりに生かせるのではないかな。
- ・ 都市計画マスタープランにおける地域区分については、生活の場としての一体性なども地域性を考える上で一つの視点になると考えられる。
- ・ 昨今、想定を上回る雨量に対して流域で対策を行うということが考えられている。例えば、大きな河川の氾濫に対しては、土地利用の規制により被害の最小化を図り、遊水池としての活用を行うなどが考えられ、また、内水被害に対しては、住宅ごとに雨水貯留施設を整備したり、下水道を整備することなどが考えられる。
- ・ コンパクトシティの考え方にどのような意義があるのか、今一度、市民の理解を進めていくことが重要であり、大村市の将来の都市のあり方に関する議論をいかに情報提供していくかという点が重要になる。次回会議までに市民への情報提供の在り方について検討いただきたい。